

第3回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第74号平成18年度かすみぐら市一般会計歳入歳出決算の認定について

反対討論

平成18年度決算について言えることはこの入札制度の改革によって市の財政に多大なメリットを与えたこととあります。実質収支に関する調書から平成18年度の実質収支額は7億1,800万で平成17年度は、5億8,100万円であり、その差額は1億3,700万でありました。入札における落札差金が全体で2億円以上生み出されましたが、その中で一般会計工事費における不用額は1億4,000万円と試算され、入札談合をなくせば財政上の効果があることが証明された訳であります。実質収支比率について通常黒字幅が3%から5%が望ましいとされていますが、かすみぐら市は平成17年度が5.9%平成18年度が7.3%となっています。5%以上の余剰が出ている自治体は本来計画すべき費用を使わなかったこととなります。その分を住民の負担の軽減に充てるべきで

す。入札制度の改革では、一般会計工事費における不用額1億4,000万円のうち一般財源分として使えるのが2,400万円程度だとしています。これらの財源は自治体本来の福祉増進にこそ活用すべきだと考えます。1,800万円あれば乳幼児医療費の無料制度における所得制限の撤廃ができます。特別会計分も含めれば子育て奨励金を2万円に戻すこともできるはずで、平成18年度の予算は福祉と教育を切り捨てる最悪の予算だと指摘いたします。平成18年度になって教育予算が一律にカットされ、事務用消耗品が不足する状態でありました。

日本の将来を担う子ども達の教育に日常的な事務費でしわ寄せをすべきではありません。不用額を精査して学校現場の実態から出発した教育予算の充実を図るよう求めます。合併した自治体の財政は縮小すべきなのに実際には特例債分だけ膨れ上がる公共施設を増やして地方債残高が急増してはなりません。本来国や県の補助でできる道路・橋梁建設も合併特例債で肩代わりするなど新市建設計画事業は合併協議での約束だとして無駄使いだと市民から批判されても事業を強行する一方で、市民へのサービス低下・負担増を平気で強行する。何のための合併だったの

か市民から批判が出るのは当然です。地域福祉センター建設については中止を含めた見直しを求めました。市民からの、地域要望に基づく施設ではない箱物を先に造って後で利用の拡大をどうするのかを考えるという逆立ち行政です。



○議案第74号平成18年度かすみぐら市一般会計歳入歳出決算の認定について

賛成討論

当市において平成18年度は、入札制度の改革等に取り組み、数々の諸問題乗り越え、功を奏して現在に至っている訳であり、本議案は、まさしくその証であります。

合併後の2年目に市の執行が凍結してしまった期間がありながらも、市長と執行部が共に難局を乗り越えて、決算監査講評

のとおり、概ね適正に執行され、この局面に歳入歳出差し引き残額を17年度約5億8,080万円の残に比べ、18年度は7億1,794万7千円の黒字とされたことは、起債の繰上償還も想定されるなど、地方交付税の減少に向けた紛れもない評価すべき証であります。当市の平成18年の人口推移は、自然動態及び社会動態において、この地域かつてない198人もの減少となっております。ところが、決算の質疑で説明のありましたとおり、税源移譲がまだ算入されない市民税がおよそ1億円の増収、法人税もおよそ1億の増収、固定資産税においてもおよそ8千万円の増収となり、人口も平成19年4月1日現在において、前年比134人の増加、198世帯の増加と現れています。歳出面では、少子高齢化に対応すべく福祉関係では民生費において、障害者自立支援法が適用開始された年度にも関わらず、問題なく公平公正に執行されて1億1,339万2,177円を節減されました。土木費においては前年度決算、1,675万555円の不用額に比べ、今年度は1億3,148万7,248円が不用額とされ、市長の入札制度改革の成果であります。これらを踏まえ、議案第74号の平成18年度一般会計決

算については、今後、歳入の自主財源がますます厳しい折、新たなまちづくりをすすめる、歳出削減に努めた布石として、さらには市政の巻き直しを図られた足跡として賛成するものであります。

○議案第75号平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

反対討論

議案第75号平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論をいたします。保険料が高すぎて払えないというのが滞納の大きな要因であると思います。滞納額が6億円、収納率の低下によるペナルティーで国からの財政調整交付金が約2千万円減額されてしまっていることも審議の中で明らかになりました。国保会計の改善が急務であります。滞納保険料の引き上げの悪循環に陥っています。特に旧霞ヶ浦町地区は合併前の駆け込み的な値上げで負担が重くなり、それが近年の急激な収入の落ち込みなども影響して滞納額は大幅に増加しました。不均一課税の是正と称して再び値上げを強行しましたが霞ヶ浦地区の被保険者には大幅な値上げとなっております。保険証交付について資格

証明書の発行を行っていないことは評価されますが、一方で保険証をもらっていない世帯が725件という深刻な事態も明らかになりました。平成18年度は当初予算と決算の違いが大きすぎます。保険料の値上げを前提にした予算であったのではないかと、また今回は国保運営協議会のあり方が問われています。国保運営協議会での十分な審議とその内容の公開を求めます。そして今後は市民に国保特別会計の財政がわかるように情報を公開するべきだと考えます。滞納者の増加はもはや収納対策では限界が来ています。滞納の大部分は所得が50万円未満の世帯で件数が1,545件約68%を占め滞納累計額が2億6千万円金額で46%を占めております。これ以上の滞納状況の悪化をなくすには一般会計からの繰入金を大幅に増やし保険料の値下げを行うことや、減免制度の周知徹底と運用の改善、制度の拡充などを図るべきではないでしょうか。以上を以って反対の討論といたします。

○議案第75号平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

賛成討論

この制度のバランス崩壊を正す

ために、国において抜本的な改善策を思案し、苦慮しているところであり、65歳以上の割合は、20年前には10%強、10年前には15%、そして現在は20%を越えています。当市の社会保険加入世帯として、国民健康保険は3分の2の加入を占めていることから、この急激な高齢化に国民健康保険特別会計は歳入不足の悲鳴を上げています。その歳入不足の穴埋めとして、各社会保険者の共通財産でもある一般会計からの繰り入れも余儀なくされ、さらには、基金をも取り崩し、平成19年度予算からも繰上充用され、国保会計へ充当している状況にあります。この状況を全体的に理解していただき、今後、国民健康保険税をさらに値上げするのか、若しくは、保険給付費の療養諸費用を抑えるべく、受診者の負担割合を増やすのか、給付対象をさらに制限するのか、平成20年4月から始まる新しい高齢者医療制度を踏まえ、市民共々考えなくてはなりません。議案第75号18年度国保特別会計の痛ましい決算内容を次世代の社会のためにめとして賛成し、今後、我々の社会保障制度を地方自治体として、十分に論議を重ねるものであります。

○議案第77号かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

反対討論

一般質問でも公共下水道のあり方を問題に致しましたが、当初予算の3月でも昨年3月の反対討論では公共料金が高い、原因はまず第一に建設コストが高い、そして第二に非効率的な下水道建設工事、これは国や県の公共工事がその要因だと考えますが、人口に見合わない事業計画がある。そして第三に公正な取引を阻む談合構造によって高値で落札をする、こういう建設コストが高ければ管理運営費に跳ね返る、結果として受益者負担能力を超える公共料金となっていると指摘をいたしました。インフラ整備と称して本来の公共下水道のあり方から脱して住民の要求に基づいた下水道事業であったのか、公共工事のための工事はなかったのか、今検証しなければならぬときであると思います。1戸あたりの建設費用が莫大であります。行政の計画段階と実施過程における途中での検証が不十分なまま進行してしまったのではないかと。これが平成18年度中佐谷の下水道建設費用は1戸あたり1千万円という事態をもたらす

ました。これを繰り返してはなりません。

平成18年度一般会計決算において、浄化槽設置整備事業に多額の不用額を出していますが、費用対効果を考えれば今後は合併浄化槽の推進を図るべきだと考えます。抜本的な対策を求めて、反対討論とします。

○議案第78号かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

反対討論

下水道会計や農集排水会計への一般会計からの繰入金が増え、經常収支比率を押し上げる一因となっており、下水道建設及び農集排水会計に充てられた膨大な地方債、この元利償還金が実質公債比率を上げる理由になるなど、財政への影響が無視できません。審議の中で、加入が進まないことが、明らかにになりました。実態にあった積極的な融資策などの加入促進の打開策がなければ、一層深刻な決算が続くのではないのでしょうか。加入できない理由・原因を徹底的に調査分析して、その対応を求め、反対討論とします。

○議案第81号かすみがうら市水道事業特別会計歳入歳出決算について

反対討論

水道工事入札において昨年は市道④6号線迂回路工事に伴う送水管仮設・布設替工事について、官製談合と疑われる入札が行なわれた。なぜ応札業者が2社だったか。再入札の応札業者は1社・共同企業体方式、点数の低い業者が参加できるように枠を拡大したというが実際的には、抜き打ち的方式を変えるやり方でした。公平な入札だったとも言えませんが、市の水道会計から、給水単価は、今223円/1㎡あたりで給水原価は256円であり、33円の赤字で、原水及び浄水費の占める割合が年々増加して、平成16年度は29.4%だったのが、平成18年度では35%と上昇。企業努力が県の押し付けられた購入水によって水の泡となっており、県から押し付けられた水量、購入水との認識が市当局には足りません。県からの供給水量問題は、市の水道会計事業からは避けて通れない問題であります。水量契約の変更は急務だと考えます。

地下水のたいなる利活用が市民の暮らしにとって安くておいしい水道水の供給となります。土浦市議会では今年の6月、県から購入している契約水量の引き下げを求めて県に意見書を提出いたしました。

た。現況を考えれば契約の引き下げを検討すべきであります。ぜひ基本水量10㎡を5㎡に変えて欲しいと言う住民からの切実な訴えがあります。当市においては仮に5㎡を基本水量として基本料金を1千円とし6㎡~10㎡までの超過料金を1㎡当たり200円で試算すると月額450万円の財源が必要だと言います。水道会計に一定の改善が見られておりますが、未処分利益剰余金1億2,453万円は借金返済の積立金にするのではなく、市民に還元すべきだと考えます。ぜひ基本水量10㎡を5㎡に変えることを求めます。

また、合併特例債事業として、土浦から供給を受けている土浦・千代田工業団地内の水をかすみがうら地区から供給するために、配水管延長事業はムダな事業であったことを指摘し、反対討論とします。

○議案第81号かすみがうら市水道事業特別会計歳入歳出決算について

賛成討論

安全な水を安定的に供給することが水道事業の目的でもあり、使命でもあると確信するところで、平成18年度決算における市の水道水の供給体制は、県の企

業局からは全体の40%にあたる180万㎡を購入し、地下水と併せて市内に給水している状況であります。その購入水の費用は、水道事業の経営に影響をさせているようです。近い将来には、地盤沈下の要因とも思われる地下水の取水について、その規制も厳しくなると思われます。安全で安心な水を安定して供給するためには、県計画としての企業局の水を十分視野に入れていくことが、重要だと考えられます。

しかし、老朽施設の更新や改修等の課題も山積してはいますが、水道事業の運営としては、切り詰めた経営により経費を削減してきたこと、かながらも収益を増収できたことは、その努力の成果だと確認しております。

今後とも、ライフラインの一端を担うべく、一層の経営基盤の確立に努力されることを期待し、本決算に賛成するものであります。

